

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1010	10101010	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	幼稚園免許及び保育士資格を持っている場合、幼保一元化に向けて、他方の免許が資格を1週間程度の簡易な研修を受けると、取得できるようにする。	幼稚園免許を持っている場合、特に乳児について、小児栄養や小児保健についての1週間程度の講習を受けると、保育士資格が取れるようになる。また、保育士資格を持っている場合、幼児教育についての1週間程度の講習を受けると、幼稚園免許が取れるようになる。	幼稚園免許と保育士資格はとも重複するところがあります。幼稚園免許は短大を卒業しないともらえず、また、幼稚園免許を持っていても、また新たに保育士の資格を取るとなると、膨大な時間と費用を要します。足りないところだけ、講習で補って、どちらか一方の免許を取得していれば、残り一方の資格を簡易に取れるようにする。	兵庫県	株式会社チャイルドハート	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	幼稚園免許を持っている場合、特に乳児について、小児栄養や小児保健についての1週間程度の講習を受けると、保育士資格が取れるようになる。また、保育士資格を持っている場合、幼児教育についての1週間程度の講習を受けると、幼稚園免許が取れるようになる。
1018	10181010	学校法人による社会福祉法人への出資可能化	幼稚園を経営する学校法人が、法人の財産を、高齢者福祉施設を設置しようとする法人に出資することを可能にする。	幼児と高齢者と触れあって生きる知恵を学べるよう、幼稚園を経営する学校法人が、法人の財産を、高齢者福祉施設を設置しようとする法人に出資することを可能にする。	幼稚園を経営する学校法人が、幼老共同施設を設置しようとすることを可能にし、幼児の健全育成と高齢者の生き甲斐に資する。	茨城県	学校法人塩入学園子鹿幼稚園	幼老共同体による心豊かな子どもの育成構想	1つの命は2つの命から、2つの命は4つの命から授かったものであり、多くの祖先によって1つの命は存在しているのだという命に対する認識が現在の日本人に欠如している。この欠如こそが、犯罪の低年齢化、陰湿化など、日本の様々な問題を引き起こす根源である。家族の絆が崩壊しつつある現在、高齢者と幼児が同一敷地の中で共同生活のできる施設(幼老共同体)を作り、高齢者に生きがいをもたらすと同時に、幼児が最も大切な命について考え、高齢者から生きる知恵を学び、心豊かに育つことを強く願う。このため、幼稚園が幼老共同体を設置する際の規制の緩和を求めるものである。
1019	10191010	学校教育法第2条、第4条(特定非営利活動法人による大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	撤廃が可能ならば撤廃。無理ならば緩和措置が事業を他国で行う。	特定非営利活動法人によるインターネット大学院大学の学校設置事業(専門職大学院の設置)	学校教育法第2条、第4条(特定非営利活動法人による大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)。学校法人によるインターネット大学の認可及び株式会社による通信制大学院の認可が既に認められている。株式会社は資本金規制が無くなり、特定非営利活動法人との区別は既に無い。また、学校法人設立規制により私学では認可された学校法人等の倒産により多額の負債処理という計画の無謀さも散見される。常協会は費用対効果において、社会人入試のみに限定し、ランニングコストの削減と有償ボランティア教員による教育の質を高めながら、運営することが可能である。	奈良県、大阪府、東京都、京都府	特定非営利活動法人 NPO法人国際キャリア支援協会	特定非営利活動法人によるインターネット大学院大学の学校設置事業(社会人支援プログラムに基づき、当該社会人を受け入れ、仕事と研究活動の両立を図り、専門職大学院として医療機関等の専門医療経営管理者の人材育成等、多様な人材を育てる。)	特定非営利活動法人によるインターネット大学院大学の学校設置事業。すでに認められている株式会社による大学院及び大学の設置が認められておりますが、特定非営利活動法人には認められていない。諸外国はNPO法人(特定非営利活動法人)が大学設置の主体となっているが、日本の特殊法人(学校法人)が主体となっていて世界的な整合性がない。たしかに特定非営利活動法人は組織的、財政的に低いレベルですが、教育においては専門家有償ボランティアの活用で専門職大学院教育は可能であり、同時に当協会の主体、医療経営管理者の人材育成が可能であり、医療、介護、福祉人材育成及び地域、全国活性も可能である。
1035	10351010	専修学校の課程の修了において多様なメディアを利用して行う授業科目による履修がその修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超える課程であっても修了を可能とする	専修学校は多様なメディアを利用して教室以外の場所で授業を履修させることができるが、その方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとするという規定を緩和し、二分の一を超えるものであっても履修が可能となるように専修学校設置基準を見直す。これによって、職業に関する教育を受ける学習機会を増加させ、職業に必要な知識、技術の修得のための実践的な教育がより効果的に行われ、現在の専修学校においては職業教育履修者の増加、履修者にとっては、学習形態の時系列での学習機会が増加することになる。	専修学校において、多様なメディアを利用して昼夜開講を問わず、課程の履修を可能とし、また、課程の修了を可能とすることにより、学習機会を増大させ、より多くの学習形態によって職業人の育成を可能とする。	専修学校設置基準第12条において多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所での履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとする。となっているので、時間的制約がある場合や、遠隔地の場合は、履修が不可能となっているのが現状である。よって、現行基準よりもメディア授業を行うことのできる割合を増やすことにより、非定職者の増加や、社会人に対する再教育の必要性など、希望に合う学習機会を増大させることが職業教育にとっては必要であり、よって専修学校における職業教育の機会を増やすためにも、多様な学習形態に対応させることが必要である。	東京都	学校法人 タイケン学園	多様なメディアの高度利用履修による専修学校構想	専門学校設置基準により、多様なメディアの利用による履修は総授業時数のうち二分の一を超えないものとするとなっているが、その規定を見直すことによって、より多くの個人の学習形態や学習機会に対応した、専修学校による職業に必要な実践的な教育機会の拡充、職業教育を受ける機会を拡大する。
1053	10531010	教員の最低必要数の引き下げ	大学通信教育設置基準によれば、最低限必要な専任教員の数として、工学系で収容定員数が8000名以下の場合、収容定員8000名と同様に21名が必要としているが、収容定員が少ない場合にはその教員の必要数を緩和する。で可とする	インターネット上で教育用システムを活用して効率的に教育する	学生のニーズに応じた特色ある教育をするために少人数教育を考えており、収容定員が少ないためこれに見合う適切な教員数を設定すべきと考えられるため。	長野県	個人	小規模インターネット大学設立構想	特区832(インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和)の拡充として、小規模なインターネット大学を設置できるようにして欲しい。インターネット大学を設立する場合、教員数職員数学生数についての規模が大きすぎ、簡単には設置できない。これからはインターネットの特性を生かして、小規模でも世界的にも特徴があり新しい発想を持った大学がどんどん生まれることが望ましい。小規模な新しいインターネット大学の誕生は地域の振興に貢献し、日本の経済・文化・学問のレベル向上に役立つ。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1058	10581010	義務教育10ヵ年教育特区	義務教育を9ヵ年から10ヵ年とする特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学年齢の1年前倒しによる5歳児就学を行い、中学校の修業年限を3年から4年とすることで、義務教育を9ヶ年から10ヶ年とする。義務教育の学制は、6・3制度から6・4制度とする。</li> <li>・幼、小、中の一貫したカリキュラムや教員の交流などによる連携の強化を図ること、さらに時間的なゆとりを十分生かした教育活動を展開することにより、さらに確かな学力の向上を図る。</li> <li>・中学校4年生の1年間は、学習内容や精神的な面でもゆとりを持って学校生活を送ることができるようになり、高校受験などの進路選択にもじっくりと取り組むことができる。</li> <li>・義務教育を10年とすることで、より確かな学力と豊かな人間性を培うために、充実した教育活動を展開することができる。</li> </ul>	義務教育の就学年齢が満6歳からであるが、発達が早まった今日においては、就学年齢を引き下げ、義務教育を10年とすることで、ゆとりのある質の高い教育活動が展開できる。	青森県	21世紀東通村教育デザイン検討委員会	義務教育10ヵ年教育特区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学年齢の1年前倒しによる5歳児就学を行い、中学校の修業年限を4年とすることで、義務教育を6・3制の9ヶ年から6・4制の10ヶ年とする。幼、小、中の一貫したカリキュラムや教員の交流などによる連携の強化と時間的なゆとりを十分に生かした教育活動を展開することで、将来を担う人材の育成を図る。</li> </ul>
1059	10591010	小学校設置基準、中学校設置基準の適用緩和	小学校と中学校とで児童と生徒からなる交流学級の編成、小学校教諭と中学校教諭が合同しての授業や相互に交流しての授業の実施に際して、小学校設置基準、中学校設置基準の適用を緩和する。	小学校と中学校とで児童と生徒からなる交流学級の編成に際して、可能な限り既存施設を使用するための施設面での基準と、学齢による学級編成などの運用面での基準の、全般にわたり適用を緩和する。	小学校と中学校は、本来的に個別のものとして規定されていて、小学生と中学生が学級や授業を構成することや教諭が相互に交流し児童生徒に教育することを想定していない。	神奈川県	神奈川県小田原市	おだわらっこ交流教育特区構想	小田原市は、「生きる力」を育む学校教育に力を注いでおり、特色を持った学校づくりや、カリキュラム編成は、児童生徒の個性に応じた教育の展開に、非常に有効と考えている。小学校と中学校の交流、児童と生徒の交流を進め、中学校教員が小学校高学年生の授業を可能とする等、それぞれの教員が持つ知識や経験の共有と活用を図り、児童生徒の個性に応じたより柔軟な教育を提供する。
1059	10591020	小学校教諭と中学校教諭の相互交流	教育職員免許法の特例により、中学校教諭が小学校で、小学校教諭が中学校で教育にあたることを可能とする。	中学校教諭が小学校高学年生の授業を行う等、小学校教諭と中学校教諭の交流を進め、それぞれが持つ知識や経験の共有と活用を図る。	小学校と中学校は、本来的に個別のものとして規定されていて、小学生と中学生が学級や授業を構成することや教諭が相互に交流し児童生徒に教育することを想定していない。	神奈川県	神奈川県小田原市	おだわらっこ交流教育特区構想	小田原市は、「生きる力」を育む学校教育に力を注いでおり、特色を持った学校づくりや、カリキュラム編成は、児童生徒の個性に応じた教育の展開に、非常に有効と考えている。小学校と中学校の交流、児童と生徒の交流を進め、中学校教員が小学校高学年生の授業を可能とする等、それぞれの教員が持つ知識や経験の共有と活用を図り、児童生徒の個性に応じたより柔軟な教育を提供する。
1076	10761010	学校設置会社の範囲の拡大	株式会社に認められている大学院大学に設置を、LLPIにも認める	LLPIによるMOT大学院大学の開校	新事業創出主体としてのLLP(有限責任組合)の意義と普及性を勘案、学校設置会社の範囲にLLPを含める	東京都	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	LLPIによるMOT大学院大学	株式会社による大学院大学の設置は認められているが、LLP(有限責任組合)は認められていない。今後のLLP普及を勘案、LLPIによる大学院大学の設置を認める
1080	10801030	居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和	居住外国人子弟が、インターネットの活用による外国の高等学校の履修を終えた場合、わが国の高等学校を卒業したものとみなす	当該地域に居住する外国人子弟を対象に、海外大学と連携して高校レベルのeラーニングを実施する。	居住外国人にとって、子弟の教育は医療と並んで大きな課題である。グローバルIT時代を勘案、本措置を講じることによって、わが国における外国人による起業促進を図る。	神奈川県、東京都	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	外国人起業家特区	①医院開業する場合の外国人医師の弾力的活用、②保健師助産師看護師、介護支援専門員への外国人の積極的登用、③居住外国人子弟に係わる大学受験資格の緩和、④外国人弁護士による本邦弁護士の雇用要件の緩和、⑤在留期間の延長
1122	11221010	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づける	草加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。	草加市においては、市長選挙における立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市民から選ばれ、市民の代表として市政を負託されようとする者が当然に納税の義務を果たしていることを明らかにすることにより、市政の信頼度と納税意欲の向上をはかろうとするものである。	草加市では、入札への参加を希望する者に対して「法人市民税」及び「消費税・地方消費税」の納税証明書等の提出を義務づけている。市民からお預かりした税を財源とする事業に携わり、そこから収益を得る以上、自らも市民としての義務を果たすことが当然の前提との考えによるものである。まして、市民の代表として選ばれて市政の負託を受け、報酬を受ける市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就こうとする者ならば、この義務を果たしていることを前提とすべきであると考え。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(公職者納税証明)	草加市においては、市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市民の代表として選ばれて市政の負託を受け、報酬を受ける市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就こうとする者ならば、納税の義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1162	11621020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	中央教育審議会で教育制度の見直しの一環として検討され、また、貴省が策定した平成17年度地方財政重点施策の中で、行政委員会等について見直しを検討しているが、その具体的な内容と今後の具体的なスケジュールを明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1162	11621050	教育に関する事務分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中「ものを」の次に「長と協議の上で分担し、それぞれ」を加える。	自治体の創意工夫により無駄を省き、効率的な行政運営を展開する。	6月6日付けの官庁速報によれば、本市がこれまで提案してきた、青少年育成と児童福祉など、市長部局と教育委員会で重複する分野については、選択制導入が検討課題との報道がなされたが、その具体的な内容と今後のスケジュールを明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1180	11801010	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。 平成16年度基本・実施設計 平成17～18年度工事 平成19年4月オープン予定 約2000㎡ 想定定員 幼稚園部 3歳20名 4歳50名 5歳50名 計120名 保育部 0歳12名 1歳15名 2歳18名 3歳20名 計65名 合計 185名	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。これまで当区では、設置主体の弾力化、給与条件の統合を含む職員資格(教員免許と保育士免許)の統合などを繰り返し提案している。一方、総合施設に関しては「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の創設について」により、一定の方向性が示された。しかし、例えば、職員資格については「3～5歳児の4時間の共通時間については幼稚園教諭免許を有するもの、0～2歳児の保育については保育士資格を有するもの中心にすべきとの意見も踏まえつつ、総合施設の実現・異議に照らして、そのあり方を検討していくことが適当である」とされているなど、当区が検討している一体的な制度と合致するものはいまだ不明な点がある。 そのため、一体的制度創設について特区により別途提案し、本件芝浦地区における新たな施設による先行実施の中で、都市部における地域特性を踏まえた就学前教育・保育にかかわる課題等を把握するとともに、先行的にそれらに対応することを目的とするものである。	東京都	東京都港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元化施設の経済的社会的効果等を把握する。 芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。午前中は幼児教育を中心に、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定してしています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。
1186	11861010	「NPO法人」等に公立学校の運営を委託することができる。	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理を、地方公共団体の長が適合すると認めたNPO法人に管理の委託を可能にする。	NPO法人の特色と実績を活用した、在日外国籍の児童・生徒も包含した国際理解教育を旨とした学校運営。この学校を「公設民営」とすることによりインターナショナルスクールへの就学不能な経済弱者の外国人子女の就学も可能になり、真の国際理解教育が可能になる。	品川区には近年開発されたウォーターフロント地域に勤務する外国人および外国人家族が多数居住しており、年々増加する傾向にある。それに伴う子供の教育は特別な場合を除き、区内公立小中学校に在籍することになり、言語・生活習慣の違いによる問題が発生している。IWC国際市民の会では、日本人も含め、国際教育の必要性を実感している。特に法令による授業時間の規定は公立校と同等の教科、学力を保持し、且つ母国語保持や国際理解教育に必要な授業時間を確保するための障害となる。従って授業時間の設定を当該校の判断に任せて欲しい。	東京都	特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会(旧 特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会)	「公設民営」方式による小中一貫校としての「バイリンガル スクール」構想	IWC 国際市民の会では、創設以来20年余の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、NPO法人の特色と実績を活用した国際理解教育を旨とした学校運営を行う。
1186	11862010	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が、学校法人、株式会社、NPO法人と「共同」して学校を開校し、後者が管理・運営を行う新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである。	現在、私立学校助成がなされている。私達は自治体と共同して作る公設民営型学校を目指して、この新しい学校に公的資金を拠出してはいけないという論拠はない。私達は私立学校並みの助成が公から得られることを期待している。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し国民教育の一翼を担っている。“equal footing(イコールフットイング)”の原理にのっとり、私立学校に準じる公的助成が得られるべきである。同時に「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を実践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、行っている認定申請の実績が出せない大きな理由である。なお、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」は優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは、“イコールフットイング”の観点から問題である。	東京都	特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会(旧 特定非営利活動法人 IWC/IAC 国際市民の会)	「公設民営」方式による小中一貫校としての「バイリンガル スクール」構想	IWC 国際市民の会では、創設以来20年余の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、NPO法人の特色と実績を活用した国際理解教育を旨とした学校運営を行う。
1193	11931010	小学校・中学校の公設民営	小学校・中学校においても公設民営での学校運営を認定します。	少子化を背景に過去10年間で2000校の廃校が出ています。これらの廃校、または既存校においても公設民営化を図ることで、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。	義務教育課程においては、教育の質の向上のために、「学区制の撤廃」など様々な取組みがされています。「公設民営」システムの導入も、教育界の競争力を高めることはもちろん、民間のノウハウを取り入れた「公設民営」校と公立校と交流を持つことで、更なる教育の質の向上が期待されます。 廃校などを利用することで参入コストも押さえられ、また運営に民間のノウハウを活用することにより効率的な税の活用にもつながると考えられます。 (※添付資料もご覧下さい)	大阪府	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト	公設民営、株式会社立の学校による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1193	11931020	私学助成制度の適用範囲の変更	株式会社設置による学校も含め、健全な競争原理が働くよう私学助成金の適用範囲を変更します。	⇒株式会社設置による学校を含め、健全な競争原理が働くよう、私学助成金制度の適用範囲を変更します。 株式会社立の学校は、他の公立・私立学校と同様に教諭が授業を行い、児童・生徒が通学するという意味で、公の支配にある学校と、本質的に大きな違いはありません。本提案は、民業の活性化を促すという構造改革特区の主旨に則り、また競争原理による教育界の質の向上につながります。 税財政措置に関わる問題ですが、1校あたりの助成額を減額するなど、私学助成制度を若干修正することで、国が負担する学校助成金の総額を変えず、株式会社立の学校にも助成をおこなうことが可能となります。 (※添付資料もご覧ください)	本提案は、学校法人という枠組みから離れ、株式会社が学校を設置できる特区を活かすためのものです。本提案の主旨は「私立、株式会社立の間で学校の公平な競争条件を実現」することです。株式会社立の学校には助成がないという場合、必然的に私学に比べて授業料を上げざるを得ず、私学との間で健全な競争を行うことができません。公平な条件下の競争原理で切磋琢磨することが、ひいては教育の質の向上につながると考えます。	大阪府	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト	公設民営、株式会社立の学校による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。
1199	11991010	特区学校法人、NPO法人学校における、教員資格の弾力化	教育職員免許法第5条の5項に、「私立学校において、理事会および保護者代表の承認があった者」を加える。また、構造改革特別区域法第13条に規定する学校設置非営利法人が設置する私立学校については、教育職員免許法第3条に次を加える。「保護者代表を含む理事会の承認があった者を、文部科学省の定める免許状の有無にかかわらず、教育上支障がないと認め、必要な知見等を有していると認められる限りにおいて、教育職員とすることができる。ただし、文部科学省の定める免許状を有するものが、最低1名はいることとする。あるいは、免許状を有する者の数は、生徒数に応じるものとし、地方公共団体の長が別途定めるものによることとする。」	幼児から高等部のための活動のうち、まずは義務教育にあたる当校の小中中部を小中学校として認可されることによって、よりよい環境でシュタイナー教育を実践する。シュタイナー教育を実践できる人材に限られている中で、教師の選択肢をより広くすることで実情に合った教育を提供しやすくなる。多様な教育を選べることで、不登校児童生徒の減少の一助となること期待される。	シュタイナー教育を実践するには、文部科学省の定める免許状を有することは、必ずしも必要ではなく、現状では、教員免許の有無に関わらず、教育を行なっている。実際には、独自の養成機関を終えた人等を教師にしており、教育実践に支障はなく、保護者も納得している。学校の実情にあわせて、この現状のまま学校として認めてほしい。	北海道	NPO法人シュタイナーズスクールいづみの学校	特区私立学校およびNPO法人学校特区	教育職員免許法第5条の5項に「私立学校において、理事会および保護者代表の承認があった者」を追加。同法3条にNPO法人立学校については「保護者代表を含む理事会の承認があった者を、文部科学省の定める免許状の有無にかかわらず、教育上支障がないと認め、必要な知見等を有していると認められる限りにおいて、教育職員とすることができる。ただし、文部科学省の定める免許状を有するものが、最低1名はいることとする。あるいは、免許状を有する者の数は、生徒数に応じるものとし、地方公共団体の長が別途定めるものによることとする。」を加える。
1205	12052010	学校教育の音楽の授業におけるPCM及びSPAで作成した音楽の活用	○学校教育における音楽の授業で、PCM(パソコンミュージック)及びSPA(スライドPCMアニメーション)で作成した音楽を活用する。	○学校教育現場におけるPCM及びSPAで作成した音楽の活用 ○学校教育現場における「操る・創る音楽」の提供	○生徒の音楽資質や感性をさらに引き出すためには、「操る・創る音楽」が必要なため	兵庫県	特定非営利活動法人 パソコンを弾く研究会ー播州企業組合パソコンミュージック・相生万葉の譜(申請中)	ビッグバーン・楽譜宇宙構想	OPCM(パソコンミュージック)及びSPA(スライドPCMアニメーション)として、新たな音楽手法・手段(楽譜(市販既製・未発表)+家庭用パソコン+操作(制作)の内在的感性)を考案し、それらが展開する世界を「楽譜宇宙」と名付ける。 ○この「楽譜宇宙」の活用・適用を可能とする分野は多岐にわたり、その内容は関連的に広い省庁部署に及ぼす性質を有し各種施策に係るものです。したがって、それらの実施にあたっては、この新たな事実を認識し、現行の国のプログラムやメニューにこの新たな仕組みを加えることを提案する。
1216	12161010	通信制中学の入学制限の撤廃	・学校教育法、第百五条 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。及び、中学校通信教育規程、第二条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃 ・独立した通信制中学校の設置を通信制高校の設置基準に準じて認可する	不登校生のための通信制中学の設置 10万人におよぶ不登校の中学生に教育機会を保障する	・高等学校には通信制課程が認められており、本学圏はこれまで、不登校生徒の受け入れのための通信制高校を2校運営し、大きな成果をあげてきた。しかし、中学生及びその保護者から高校と同様の通信制の中学の要望が多数寄せられているが、法令より受け入れができない。 ・不登校の生徒のために 特区で「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」が認められているが、これは緊急避難的には有効な方法ではあるが、長期化した際に、在籍する中学校が主体性を持って教育することができず、生徒に十分な教育を提供していることにならない。しかし、通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、すでに高校で十分に検証された教育方法で、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができる。 ・通信教育による方法であれば、広域の不登校生徒を1箇所指導するため、教材開発、指導などを不登校について専門の教員が担当でき、専門的・高度な指導が効率的に行え、生徒にとって良い教育環境が確保できる。 ・中学生にとって教師・他の生徒との直接対話は必要なため、通信制高校同様に面接指導は実施するが、通学ができない生徒においては、インターネットにより授業を生中継する方法も活用する。 ・独立した通信制中学の校舎は通信制高校同様に必要最低限(通信制高校では1200平米)とし、通信制高校が行っているのと同様に各地に協力校を設けてそこで面接指導などを実施する。 ・なお、このような通信制中学校は全国都道府県(又は政令市など)に最低1校ずつ公立で設置しつつ相互のネットワークを構築するのが望ましいと思われる。 ・文部科学省でも義務教育全体について見直すとのことであるが、その中でも現状の不登校児童の増大の一刻も早い解決は極めて重要であり義務教育の根幹にかかわると考えられるため、是非、その検討において、通信制の中学校の開設をも取り扱うことを要望する。	神奈川県	学校法人八洲学園	通信制中学校の入学要件の緩和	現在、中学校には10万人以上の不登校生が在籍しているが、通信制中学への入学が認めれていないため、実質的に中学校教育を受けることができない。そのため、こういった不登校生のための通信制中学を設置し、主に不登校生徒を受け入れ、通信教育の方法で中学校教育を実施することで、不登校生徒への教育機会を保障する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1232	12321010	学校運営協議会の権限強化	学校運営協議会の権限については、その影響力、効果はきわめて小さいと言わざるを得ない。 教育委員会が有する学校運営の権限の一部を学校運営協議会の権限を強化し、諮問機関ではあるが地域の声をより一層反映させ、地域の自由な発想により学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材育成つまり市民教育を目指す。	(事業内容) 1. 地教法第47条の5第4項及び第5項の権限の強化(第3条と同様に学校運営及び職員採用・任用について協議会の承認を必要とする) 2. 教科書採択に関して、採用する教科書について協議会の承認を必要とする (効果) 教育委員会が、学校運営に関する承認権の一部を協議会に付与することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会は、コミュニティスクールとして学校運営に地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価はするが、付与されている権限が不十分であり、残念ながら教育委員会の諮問機関を超えるものではなく、又任命権者が教育委員会にあるのも問題であると考えている。本市は、市政基本方針に市民参加を掲げ、市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつあり、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する協議会に、より大きな権限を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、教育委員会が学校運営の権限の一部を学校運営協議会に委任し同機関を独立機関としての位置付けを行い、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。
1232	12321020	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	学校運営協議会は指定学校の運営方針に対し承認を与える等の権限を有しているため、この協議会委員の任命権限を教育委員会が有しているのは不適当であると思われる。また学校は地域の財産であり、教育に関する住民の関心は高く、委員の任命について市長の関与は不可欠であるので、学校運営協議会の委員の任命に関して市長の承認を得るものとする。	学校運営協議会委員の任命について市長の承認を得る	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会は、コミュニティスクールとして学校運営に地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価はするが、付与されている権限が不十分であり、残念ながら教育委員会の諮問機関を超えるものではなく、又任命権者が教育委員会にあるのも問題であると考えている。本市は、市政基本方針に市民参加を掲げ、市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつあり、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する協議会に、より大きな権限を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、教育委員会が学校運営の権限の一部を学校運営協議会に委任し同機関を独立機関としての位置付けを行い、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。
1235	12351010	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	地方自治法第180条の7の規定を改正し、普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務、スポーツに関する事務を市長部局で行うため、機構改革を行う予定である。しかしながら、地方自治法第180条の7では普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務については、長に対して委任できる規定になっておらず、長の補助機関たる職員等への事務委任、補助執行にとどまっている。 同法第180条の2では、長の権限に属する事務の一部の委員会又は委員への委任が認められているため、逆のケースも認められるべきであり、事務委任に基づき長が自ら規則を定めて責任を持って事務を執行することができるよう、同条の改正を行うものである。		岐阜県	岐阜県多治見市	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務、スポーツに関する事務を市長部局で行うため、機構改革を行う予定である。しかしながら、地方自治法第180条の7では普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務については、長に対して委任できる規定になっておらず、長の補助機関たる職員等への事務委任、補助執行にとどまっている。 同法第180条の2では、長の権限に属する事務の一部の委員会又は委員への委任が認められているため、逆のケースも認められるべきであり、事務委任に基づき長が自ら規則を定めて責任を持って事務を執行することができるよう、同条の改正を行うものである。
1240	12401010	学校教育法に定める「養護学校」の名称に関する特例設定	学校教育法の養護学校としての枠組みを保持しつつ、養護学校以外の名称として「小学校」の名称を使用できる。	板橋区立天津養護学校の名称を、〇〇小学校と改称する。	養護学校入学が望ましいにもかかわらず、養護学校卒業という履歴により必要以上に不利な取り扱いを受けることを心配して、入学を躊躇する親がいる。また、現就学者の一部の親からも、名称変更の希望がある。このため、このような希望のある特定の地域に限り、養護学校以外の名称として「小学校」の名称を使用できるよう提案する。	東京都	東京都板橋区	天津養護学校イメージアップ作戦	養護学校の就学対象者は、学校教育法施行令第22条の3で盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者と定めている。 板橋区は、就学対象者を病弱者と限定し、昭和42年より千葉県に天津養護学校(定員80)を開設している。児童数がここ数年30名前後と定員に満たないため、体験入学を行い改善に努めているが、健康が回復しても養護学校卒業という履歴により必要以上に不利な取り扱いを受けるのでは、という親の声もあり、効果に結びつかない。また、現就学者の一部の親からも、名称変更の希望がある。 そこで、養護学校としての枠組みを保持しつつ、名称を変更し、入学を躊躇する保護者の不安を払拭して、もって児童の入学を促し、健康の回復を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1242	12421010	公立小中一貫校の設置	現在の学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としているが、新たに小中一貫校を「(仮称)初等中等学校」として設置する。	現在の小学校及び中学校の区切りを変更し、小学校の教育課程と中学校の教育課程を、初等部(4年)・中等部(5年)とする。	<p>現行の制度では、小中一貫校が目指す次の効果を上げることができない。</p> <p>① 基礎基本の確実な定着 少人数指導・無学年制による習熟度別指導により、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れる。</p> <p>② 社会人として自立していける資質・能力の育成 学習リテラシー教育により、情報を取り扱う力、コミュニケーションする力などを養い、社会人として自立してここのできる資質・能力の育成が図れる。</p> <p>③ 学力の向上 無学年制による習熟度別指導などによる子どもの発達段階、達成状況に応じた指導により学力の向上が図れる。</p> <p>④ 部活動の充実、行動規範の習得 多数の生徒による部活動の活性化・異年齢交流等により心身の鍛錬、集団生活の規律を身につけることができる。</p> <p>⑤ 教育改革の推進 小中一貫校の実現により、区の他の学校の特色のある学校づくりや、地域に開かれた地域の中にある学び舎としての学校づくり、小中連携教育の推進を図る。また、杉並以外の近隣地域の公立学校の運営のあり方に大きな影響を与え、さらには教育の地方分権を加速する役割を果たす。</p>	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1242	12421020	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	小中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	杉並区の設置する公立小中一貫校を地方独立行政法人により管理・運営する。このことにより、理事会の設置や寄付金の提供などで、地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営を行う。	「新しいタイプの学校」の運営は、これまでの方式では対応しきれない。構造改革特区で、株式会社やNPOにより学校設置が認められているが、区は、これらとは異なり、設置はあくまで区とし、教育委員会の責任を確保し、区内児童生徒の公教育の機会の公平性を担保できる地方独立行政法人による運営を目指す。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1242	12421030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する	地方独立行政法人に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	<p>次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。</p> <p>① 公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。</p> <p>② 民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用により、地域の教育ニーズに応えられる。</p> <p>③ 学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に行えることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。</p>	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1242	12421040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画の認可、年度ごとの業務実績の評価などは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能及び中期目標の設定に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1242	12421050	学級編制及び教職員定数標準の緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の児童数及び教職員定数の基準を緩和し、同法で定める学級編制定数に満たない学級であっても、同法に定める基準に該当するとみなして、教職員を配置する。	小中一貫校を区内に設置し、学級編制を30人とする予定である。ただし、学級編制基準を40人から30人に変更するものではなく、弾力的運営により、30人の学級とする。したがって15人、16人の学級は生ぜず、30人の学級人数に学級数を乗じた人数を超える希望数のあった場合は、抽選により入学者を定める。こうした学級編制に標準法に定める教職員配置数の例外を設け、少人数学級を通常の学級とみなして、県費負担教職員を配置する。	区が設置する「新しいタイプの学校」では、1学級の児童生徒数を30人とする。こうした教育を実施するために、少人数学級を標準定数の学級とみなして、教職員の配置を行うことが必要である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1242	12421060	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	校長をはじめとする県費負担教職員の任命権を市区町村教育委員会に付与する。	都道府県が持つ任命権を市区町村に移すことにより、小中一貫校を委託する地方独立行政法人に適した教職員を派遣する。	地方独立行政法人が管理する「新しいタイプの学校」の目的を達成するためには、区への帰属意識を持ち、区の教育目標及び教育の向上に取り組む教職員を確保し、地方独立行政法人の管理する学校に適した校長、副校長、教職員を派遣する必要がある。こうした目的のためには、都が任命権を有する現在の制度では対応できないため、区教育委員会がすべての教職員の任命権を持つことが必要となる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1242	12421070	区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保	区が任命権をもつ県費負担教職員の給与は都が負担する。	区が任命する県費負担教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づいて都が負担し、都の支出金を受け区が支給する。	区が任命権を持つのは、地域のニーズに適した教職員を、地方独立行政法人が管理する小中一貫校に派遣するためであり、当該校は区立学校であるので、義務教育費国庫負担の趣旨に基づき、現行制度を適用する必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1242	12421080	県費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給	県費負担教職員の旅費及び超過勤務等手当の市区町村による負担	区が設置する小中一貫校で行う上乗せ授業の実施に際して必要となる、教員の超過勤務、旅費などを、市区町村が、支給できるようにする。	市町村立学校職員給与負担法及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により超過勤務手当や旅費などは都が負担することになっている。区が設置する小中一貫校では、他の小中学校と異なるカリキュラムを実施するため、これまでの超過勤務手当や旅費の支給基準では対応できない。そのために都により負担される旅費、超過勤務手当に加えて、区が負担して超過勤務手当、旅費が支給できるようにする。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1242	12421090	公立小中学校の休業日の変更	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。	月曜日から土曜日まで授業を行う。授業時数を確保し、平日の午後は部活動の充実を図る。	児童・生徒の負担を考慮すると平日の授業時間を延長する方法では、十分な授業時間・部活動時間の確保は難しいため、土曜日の学校開設を提案する。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1254	12541010	教職員免許の更新義務化	教職員免許の更新を義務化し、強化する。5年ごとに、一定の講座を受講し、その理解度を試験で図る。さらに、民間企業などでの社会体験を義務づける。	5年ごとに教職員に一定期間、その時代に必要と思われる知識や技術を身につける講座を受講させる。さらに、その理解度を測るために試験を実施し、一定水準以上でない場合には、再度講座を受講させる。また、民間企業などでの社会体験を義務づけ、一般社会の実情を理解させる。	教職員の社会性の低さなどが問題となるケースが出て来ている。一般自動車の免許ですら更新が義務づけられている。しかし、教職員の免許は取得してしまうと、一生涯である。これだけ激しく変化する社会の中では、教職員も一定の期間で教育を受ける必要がある。また、社会性を身につけるため、民間企業などでの社会体験が不可欠である。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	教員免許の更新義務化プロジェクト	教職員の免許は一度取得すると退職時までそのままの状況である。社会の変化が激しい中、教職員免許の更新を義務化し、その時々が必要とされる知識や素養を身につけさせるとともに、資格試験を行う。さらに、一定期間民間事業所などでの社会研修も義務とし、社会の実情を理解させる。
1257	12571010	大学入学資格18歳の撤廃	大学検定資格を取得した場合、18歳に満たなくても大学への入学を認める。	大学検定資格を取得していれば、大学への入学を認めること。年齢による制限を設けるのではなく、資格取得のみを条件とすべきである。	せっかく大学検定資格を取得しても、年齢制限により大学への入学を認められないことがある。一定以上の学力を身につけているという判断がなされているにも関わらず、結果として、年齢による差別を行うことになる。資格取得のみを条件とすべきである。また、飛び級により18歳未満での大学入学を認めるためにも、この年齢制限は撤廃すべきである。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	大学入学資格の年齢制限撤廃	大学資格検定に合格しても、18歳の年齢制限があるため、その年齢に達するまで大学への進学ができない。この年限を撤廃し、18歳に満たない子どもたちに大学への門戸を開放する。
1266	12662010	教育バウチャー制度モデル事業	小中学生向けキャリア教育において、地域を限定してバウチャー制度を実施する	民間教育会社によるキャリア教育、起業家教育を受講する小、中学生を対象に、教育バウチャーを付与する	現状、民間会社による小中学生向けキャリア教育は、①民間教育会社間の自由競争、②受講者側の自由選択、いずれも制約されており、その内容は欧米に比べて遜色がある。わが国における起業人材育成のためには、地域を限定して、教育バウチャー制度のモデル事業を立ち上げる意義は大きい	東京都	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	教育バウチャー制度モデル事業	民間教育会社によるキャリア教育、起業家教育を受講する小、中学生を対象に、教育バウチャーを付与する
1268	12681010	市費負担特別非常勤講師の任用及び教科担任の容認	市教育委員会により市費負担の特別非常勤講師を任用し、授業の指導者として当たれるようにする。	中学校2年生で、「総合的な学習の時間」のうち35時間を使って、教科「職業科」を新設し、将来を担う未来の人材(人財)を育成する取組を実施する。教科「職業科」では、一人一人に関心のある職業に関する知識や技能を身につけ、仕事に希望や誇りを持ち、明日のビジョンを見だし、生きることへの意欲をもたせるとともに、高校の職業科とつながり、キャリア基盤形成と望ましい勤労観や職業観の育成を目指し、人間としての生き方教育、進路指導の充実を図りたい。教科「職業科」の授業では、いくつかのコースを設定し、生徒は、希望選択制により授業を受ける。	教科「職業科」の指導者には、その道の達人や職業訓練校の指導者等を市費の特別非常勤講師として任用して当てる。任用する特別非常勤講師は、教員免許状を持っていないため、現在の法令等では、主で授業をすることはできないこととなっている。そこで、教科「職業科」の授業において特別非常勤講師が主で指導を行えるよう、規制の特例を提案するものである。	愛媛県	愛媛県松山市	小中連携「国際科・職業科」特区	小学校に「国際科」を新設し、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指すとともに、人間尊重の精神のもと異文化を理解し、多様性を学ぶ取組を実施する。事業推進のための環境づくりとして、大学や国際交流協会等と協力し英語教育のみならず、国際理解教育のさらなる推進を図る。指導には、連携中学校の教師があたる。 また、将来の生き方について真剣に考える中学校2年生で、「職業科」を新設し、将来を担う未来の人材(人財)を育成する取組を実施する。「職業科」の授業では、いくつかのコースを設定し、市費負担職員として任用した特別非常勤講師が指導にあたる。生徒は、希望選択制により授業を受ける。
1275	12751010	学校の就業年数の撤廃	小学校、中学校及び高校における就業年数を撤廃し、一定のレベルに達した児童・生徒は飛び級、及び卒業が可能とする。	学力が優秀な児童・生徒については、教育委員会が認める場合、飛び級、就業年数に達しない卒業を認めることとする。	他の子どもたちよりも習得が早く、学力を短期間で伸ばせる子どもたちを、より動機づけ、その能力を伸ばせるよう、飛び級制度を設ける。それぞれ異なる良さを持っているということを認め、差を受け入れた教育制度とする。いじめが社会問題化しているが、本来それぞれ異なる個性を持った存在である。年齢という枠だけでなく、異なる学習能力を持っていることは当然と言える。その違いを認めることは、いじめを解消するひとつの方策といえる。	東京都、長野県	日本ニュービジネス協議会連合会、(社)21世紀ニュービジネス協議会	飛び級可能な学校制度プロジェクト	特定の分野でその能力を発揮する子どもをさらに成長させるため、飛び級制度を導入する。授業の速度が遅いと感じる児童・生徒もあり、一定の要件を満たした際には、どんどん学年をあげ、高校を卒業できるようにする。
1298	12981010	単位制・総合学科・通信制中学校設置(中高一貫教育)	省令「中学校設置基準」の「第三章 施設及び設備」の部分における規制を緩和し、校舎自己所有でなくとも中学校を設置できるよう希望する。	先日「文科省が不登校児のメールやファクスでの自宅学習を出席扱いとする方針」との新聞報道もあったとおり、いわゆる「引きこもり」の生徒に対する家庭学習の重要性が注目されている一方で、中学校の設置に関しては登校を前提にした設置基準のままである。弊社では「美川特区アットマーク国際高等学校」を特区認定第一号のインターネット利用通信制総合学科の高等学校として平成16年9月に開校した。この実績とノウハウを活かして6ヵ年一貫としての中学校を設置したいと考える。具体的には省令「中学校設置基準」の「第三章 施設及び設備」の部分における規制の緩和し、校舎自己所有でなくとも中学校を設置しているよう希望する。	1.正しいインターネット社会の構築に向けた指導を行います。 2.「ニート」対策として中学からの「インターンシップ体験」等を授業へと積極的に導入します。 3.数万人の「引きこもり」の生徒 保護者への新しい提案となります。 4.基礎学科のしっかりした学習に加え、学力がつきにくい30%に及ぶだろう「学力不振生」に総合学科としての「学びの楽しさ」を教えます。	東京都、石川県	株式会社アットマーク・ラーニング	インターネット総合学科中学校の設立(中高一貫)	1.正しいインターネット社会の構築に向けた指導を行います。 2.「ニート」対策として中学からの「インターンシップ体験」等を授業へと積極的に導入します。 3.数万人の「引きこもり」の生徒 保護者への新しい提案となります。 4.基礎学科のしっかりした学習に加え、学力がつきにくい30%に及ぶだろう「学力不振生」に総合学科としての「学びの楽しさ」を教えます。
1316	13161010	高等学校飛び級卒業	高等学校を3年以内での卒業を可能にすること	弊社では「美川特区アットマーク国際高等学校」を特区認定第一号のインターネット利用通信制総合学科の高等学校として平成16年9月に開校したが、法律第26号学校教育法46条により高等学校の修業年限は3年以上と決められているが、成績優秀により上級学校に進学したい場合、また海外の大学に進学したい場合には3年以内での高等学校の卒業ができるように規制の緩和を希望します。	成績優秀により上級学校に進学したい場合、また海外の大学に進学したい場合には3年以内での高等学校の卒業ができるようになります。日本の優秀な若者が積極的に海外に進出できるきっかけになればと思っています。	東京都、石川県	株式会社アットマーク・ラーニング	高等学校飛び級卒業	成績優秀により上級学校に進学したい場合、また海外の大学に進学したい場合には3年以内での高等学校の卒業ができるようになります。日本の優秀な若者が積極的に海外に進出できるきっかけになればと思っています。